

文献紹介(相互扶助の経済)

ファイナンシャル・インクルージョン研究会

八木正典

(対象文献)

相互扶助の経済-無尽講・報徳の民衆思想史-

ORDINARY ECONOMIES IN JAPAN

A Historical Perspective, 1750-1950

著者:ナジタ・テツオ

監訳者:五十嵐暁郎

訳者:福井昌子

出版社:みすず書房

発行年:2015年3月

1. はじめに

本書については、附属に示したものを含め、日本の思想史としての側面に焦点をあてたいくつかのすばらしい文献紹介が出ているので、あえて、重複を避けて、日本の民衆経済の手段として活用されてきた無尽講や頼母子講と世界の貧困削減のツールとして、実践されてきたマイクロファイナンスやファイナンシャル・インクルージョンの取り組みとの共通性をさぐってみたい。

ナジタは、我々が貧困問題への対応において、1970年代バングラデシュにおいてモハンマド・ユヌスらが貧困女性を対象に、グループ連帯責任、集会方式という社会的関係性を担保に金銭的・物的担保を取らない当時としては画期的な融資・返済方式を採用してマイクロクレジットを提供して貧困削減への取り組みを開始したことを知るずっと以前に、日本国内において、民衆が飢饉や自然災害あるいは病気や葬式等の緊急時に、さらには投資のために、必要な資金を民衆の間で調達するためのメカニズムが存在していたことを紹介している。それは、かつて、西日本では頼母子講、東日本では無尽講とよばれていた相互扶助組織である「講」である。ナジタは、講は、地域によって、もやい講や備荒、あるいは結講といったように異なる名称をとることはあっても、金貸し、質屋、高利貸しに対抗するため村落共同体を基盤に台頭した日本古来の金融組織であるととらえている(99頁)。講は、講への加入者全員が、ある一定期間定期的に掛け金を支払い続け、個人では容易に達成できないまとまった額の資金を予め定められた順番で手に入れることができることが特徴である。したがって、講は開始から終了まで、全員が決められたルールにコミットし、維持される必要があり、そのためには、相互の信用とコミットメントを実行させる拘束力のある規範が必要になる。ナジタは、講の歴史は明確ではないものの、1387年の香取文書で無尽講が、1275年の高野山文書で頼母子講が確認できるとしている(99頁)。

2. 現代のファイナンシャル・インクルージョン(金融包摂)の考え方との共通性

ファイナンシャル・インクルージョン分野の第一人者である S.ラザフォード教授は、「**金融は時間を通じてお金を動かすトリックである**」との見方を表明している。ナジタも無尽講や頼母子講は、民衆が時間を管理することによって必要な資金ニーズを満たすことを可能にするツールであると認識しており、かつて武士階級には収入が保証されていたこととくらべ、民衆はかならずやってくる変動とそれゆえに資源が枯渇する恐怖につねにさらされていたものの、(掛け金納付と資金受領のタイミングと額に関する) **数字を正確に操れるようになると**、民衆は将来を思い描き、行く末を安定させられるようになったとしている(54-55 頁)。ラザフォード教授は、バングラデシュにおけるファイナンシャル・ダイアリィ(家計の資金マネジメントを定期的に徹底的に把握する手法)調査を通じて、低所得世帯の金銭管理の実態に迫り、その結果、貧困者の金融ニーズは、裕福な者より、怪我や病気など突発的な打撃に脆弱なことにより、高いことが認識できたとしている。そして、**分割払い方式**こそが、貧困者がまとまった流動性を確保し、さまざまな資金ニーズに対応できる基本的メカニズムであるとしている。まさに、講の一種である北九州宗像の相互扶助組織は、「定礼」と呼ばれ、定期的に札を支払い、民衆が個人レベルではにわかに調達できない医療費や医薬品の入手を可能にするマイクロ保険の概念を実践していた(87 頁)。ユヌスが開始したグラミン式マクロクレジットもメンバーが少額を定期集会で返済することによって可能となった。アフリカで貧困女性たちが活用する ROCSA(Rotating Savings and Credit Association: 輪番制貯蓄信用講)は、メンバーがまさに定期的な払込を継続し、それぞれが決められた順番でまとまった資金を手にすることができるという点で、日本の講と本質的に全く同じである。民衆は、場所と時代を問わず、時間を管理し、分割払い方式を活用することによって、公の機関に頼ることなく不測の出費に備え、ないしは、住宅購入等の大きな資金の獲得あるいは事業への投資を可能にする仕組みを作り上げてきたことが認識できる。

3. 講のイメージ

優先順位	掛け金支払第1回	同第2回	同第3回	同第4回	同第5回	掛け金	獲得額	収支	時機
親/一人目	△	○	○	○	○	450	250	-200	第一回支払後すぐ
二人目	△	○	△	△	△	300	310	+10	1年後
三人目	△	△	○	△	△	300	330	+30	2年後
四人目	△	△	△	○	△	300	360	+60	3年後
五人目	△	△	△	△	○	300	400	+100	4年後
累計	250	350	350	350	350	1650	1650	0	

出所: 本書をイメージし、紹介者作成

以上は、講のイメージを具体的に認識するための**架空の一例**(本文献に掲載されている頼母子講の計算表については、**114 頁表 2**を参照願いたい)であり、この仕組みは、次のとおり説明できる。現実には、いろいろなバラエティがあり、上図は特に**極端化**していることを申し添える。

- ① この講は 5 名で構成している。当座の資金が必要な親が講を立ち上げ、一回目の資金受領者となるイメージとなっている。一人目を入札、またはくじで決めることも可能である。一回目はそれぞれ△(50 両)を掛け金として支払う。
- ② 親(一人目)は、直ちに 250 両受け取るが、その後終了時まで○(100 両)を支払続ける。獲得額と掛け金総額の差は大きい、親のメリットは個人の蓄えにはないまとまった資金を素早く手に入れてニーズに対応することができること。
- ③ 講の加入者(二人目～五人目)は、総額 300 両の掛け金を支払うが、受け取りの時期が早い人の獲得額より、後の方の人の獲得額が大きくなる。
- ④ 債権者と債務者が混在してひとつのシステムを構成している。
- ⑤ 5 人目の支払いが終了した時点で、講は終了する。
- ⑥ 後の順番の受取人にとっては、受取額が次第に大きくなるため、講は、マイクロファイナンスに登場する強制貯蓄と同じ効果を発揮する。

4. 無尽講から無尽会社へ、そして相互銀行へ

(1) 無尽会社とは

ナジタによれば、伝統的な講は、最初に分配を受けるのは、一定の理由のために資金を必要とする「親」を支援することで、そのような講は、「助け無尽」と呼ばれていたが、無尽会社は、いわば、「親なし無尽」で、管理を引き受け、契約のすみずみまで監視することで、手数料を徴収し、妥当な利益をあげることを目標としていた。無尽会社は、小規模事業者向けの信用貸付銀行として機能していたが、国の規制の範囲外で運営され、政府機関の認可のような承認を得ずに運営されていた。因みに、明治政府は、小規模事業者に信用貸付を提供せず、また、提供する気もなかった(258 頁)。

無尽会社には、東京式と大阪式の二方式があり、ナジタはその違いを次のとおり説明している。但し、変種が多く複雑であるとも付言している。

- 1) 東京式: ①講の加入者は、契約期間を通して決まった日に一定の掛け金を支払う、②掛け金総額を加入者への分配額以上に設定する、③余剰金を入札により確保する。最低金額落札者の入札額と分配金の差が余剰で、余剰は均等に配分される(263 頁)。
- 2) 大阪式: ①基金の総額は決められるものの、掛け金の額は、一巡する際の順番により異なる。順番は抽選により決定する。順番は取引できるが、一旦決定すると契約期間中はその順番が維持される。②先に引き出せば、かなりの額の資金をより早く受け取ることになるが、後の順番の人と比較して高い掛け金を支払い続ける必要がある(265 頁)。

(2) 無尽会社の法規制

大蔵省は、1910 年に「無尽に関する全国調査」を開始し、1915 年に発表した。それによれば、日本全国で 33 万 3634 の無尽講(総称で頼母子講等も含む)が存在し、うち、無尽会社は 831 であった。国会は、無尽会社を信用貸付機関として法的に位置付け、日本の銀行制度の一部門に取り込むために、1915 年初めて無尽業法を成立させた(245 頁)。ナジタは無尽会社は、利益獲得を目

的とする事業嗜好の組織であり、伝統的な講が、近代の要請に適用した例であるとしている(245頁)。

(3) 相互銀行へ

1933年の村落のみを対象に農水省が実施した調査では、29万8696の無尽講が報告されており、1934年の大蔵省による都市部のみを対象にした調査でも、契約に基づく相互扶助組織は16万5千に達している。日本の成人男性のほぼ全員が何らかの経済的な目的をもった異なる相互扶助組織の1つや2つに参加していたと記述し、無尽が日本の民衆経済の底辺に力強く根を張っていたことがうかがわれる(281頁)。第二次大戦後、GHQは、無尽会社を賭け事の要素を含んでいるとして解散を命じた。しかし、無尽会社は、①個人貯蓄の受付、②加入者の都合の良い時に掛け金を払い込む、③契約の上限以上の加入者を募ることが可能、④受け取った基金を再投資可能、という特徴を備えた貯蓄投資銀行としての相互銀行に名称を変えて、発展していった。

5. むすび

ナジタは、無尽は仏教倫理の中に見出され、古くは7~8世紀東アジア全体に起きた仏教運動に存在していたとしている。そして、中国、インドでも似通った相互扶助組織の存在を示唆している。さらに、日系人の関連でも、ハワイやブラジルでも同様の活動がみられたとしている(95、96頁)。おそらく、講にあたる相互扶助組織は、ROCSA等非公式金融システムの広がりから判断すれば、日本独特のものではなく、世界の各地で、民衆が貧困と闘い、克服するための知恵として実践されてきたとみられる。しかし、日本では識字率が高かったこと、正確な数字を活用したことで信用を強化したことと等が幸いして、講からスタートした相互扶助組織は、近代化の流れをつかんで、順調に発展し、戦後相互銀行に位置づけられるとともに、1950年代には、国民健康保険制度開始の原動力になったと考えられる。今、世界のマイクロファイナンス機関も、NGOが運営するほぼ無規制の時代から、フォーマルな金融組織の一部として当局から様々な規制・監督をうける立場に変貌しつつある。無尽から、相互銀行に至る一連の流れは、途上国のマイクロファイナンス機関がこれから、あるいは既に経験しつつある組織発展を先取りしているように感じられる。

いま途上国のみならず、先進国でも貧困問題に注目が集まっている。日本においても非正規労働者の全労働人口の中での割合が4割近くに達し、下流老人や女性や子どもの貧困が話題になっている。人々は危機に対して脆弱になり、他人ごとではないことを感じ始めている。一方で、人々は早くも投機中心主義が世界の金融危機を招いたリーマンショックの教訓を忘れつつあるかのようである。先進国・途上国を問わず貧富の差が拡大し、パナマ文書で示された権力者や富裕者の自国内課税回避やマネーロンダリングが横行する中で、日本や世界の各地でかつて存在し、いまも一部で存続している講は、コミュニティにおける顔の見える関係と道徳・規律に基づく相互扶助の金融サービスの重要性和効果を改めて認識させてくれているといえる。

付属

(サイトの書評)

- 1) 講・報徳が歴史の表舞台に登場しない理由や二宮尊徳が徳川末期に始めた報徳運動に焦点をあてた書評 <http://www.mszy.co.jp/topics/07889/>
 - 2) 杉田敦史法政大学教授 <http://book.asahi.com/reviews/reviewer/2015042600014.html>
 - 3) 濱田武士東京海洋大准教授
<http://www.yomiuri.co.jp/life/book/review/20150610-OYT8T50293.html>
-

目次

日本の読者のみなさまへ

まえがき

第一章 徳の諸相

第二章 常識としての知識

商業と文化／時間、正確さ、中庸／海保青陵／「中」と信用

第三章 組織原理としての講

宗像常礼／講／第一原理としての自然／三浦梅園と村の講／慈悲無尽講、旨趣、約束、富永村

第四章 倫理の実践としての労働

二宮尊徳／仕法と分度／報徳運動

第五章 報徳と国家の近代化

品川弥二郎と平田東助／岡田良一郎／岡田良一郎と柳田國男

第六章 無尽会社

事業志向型の講／講から会社へ／無尽会社の合法化

終章 断片的な言説

解説 五十嵐暁郎

原注

参考文献

索引